

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370934

研究課題名(和文) 戦時体制下の公的施策と民俗 - 経済更生・生活改善各運動の同時代的交差からの検討 -

研究課題名(英文) Public policy and the folk customs in the wartime regime : A study on the connection between the movement for the improvement of life and the movement for rural economic improvement

研究代表者

和田 健 (WADA, KEN)

千葉大学・国際教育センター・准教授

研究者番号：20292485

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、昭和10年代前半にあたる戦時体制下で、日常の生活習俗が公的施策により系統化が進められたことについて検討を行ったものである。その目的は、戦時体制におけるむらの結束の実相を、公的施策により求められた生活習俗の統制および生活改善指導の実態をみて考察するところにある。

具体的には農山漁村経済更生運動において更生指定され、かつ生活改善同盟会における活動を行っていた社会集団(むら、集落あるいは実行組合などを含む)を対象に検討を行った。特に模範村とされた社会集団と公的施策の関わりについてその仕組みと生活改善指導のあり方を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study is to consider the systematization of everyday life customs in the wartime regime, 1935's first half. Its purpose is to consider about realities of the village of unity by control of life customs by public policy in the wartime regime. Specifically, this study is intended for the rural social communities specified by the movement for rural economic improvement and that has been carrying out activities by the union of life improvement. In this study, it is intended to mention about the relationship the social group called "the model village" with the public policy.

研究分野：民俗資料論

キーワード：生活改善 農山漁村経済更生運動 陋習 美風

1. 研究開始当初の背景

公的施策による国民の生活習俗に関わる指導については、1900年代当初の地方改良運動を画期とした研究で、模範町村における町村是の編纂や勤勉貯蓄の奨励などと関連して幅広く研究対象となっている。また近年では1920年代における民力涵養運動も射程に入れた国民儀礼の考察(例えば岩本通弥「可視化される習俗 民力涵養運動期における国民儀礼の創出」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集 2008年)そして最近では戦後の新生活運動における各農村の生活改善向上に関わる各論的検討も公開されている(例えば田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』2011年 農文協)。これらに関連して1920年代から戦後までと時代の幅は広いが生活改善運動(栄養指導などの食生活改善、膳碗などの共同管理、香典の金額を規約で定めるなど)を画期とした研究も民俗誌的研究の中で行われている。

これらの公的施策と絡んだ民俗研究に加えて、研究代表者は「農民精神の作興」を掲げた農山漁村経済更生運動(1932年~1943年、以下「経済更生運動」と略す)初期における1932年~1937年までの生活改善指導に関わる実態について、更生計画書の分析および更生指定村における民俗調査によりその実態分析を行ってきた(例えば、和田健「農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相 - 昭和9年度更生計画書を中心に - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第41号)83-104頁 2012年)、和田健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行 - 昭和八年茨城県更生指定町村38の事例から - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号)133-155頁 2011年など)。

これまでの分析の成果をまとめると、特に旧来の生活習俗を模範的と見なすあり方(相互扶助・隣保共助・協同労働といった旧来の協同を伴う民俗的慣行の奨励など)が奨励され、ひいてはそれをもとにむらの団結意識を喚起し、国家レベルの体制に組み込む礎が作られたと考えている。そのことに関わる予備的考察と仮説について、申請者は経済更生運動の母体である農村更生協会における初期の活動指針について『村』改題前の『農村更生時報』の分析考察を行ってきた(例えば、和田健「明文化・系統化される民俗 - 農山漁村経済更生運動初期における生活習俗の創造 - 」(小池淳一編『歴博フォーラム 民俗学的想像力』)せりか書房 219-237頁 2009年)。

2. 研究の目的

申請者は今までの研究課題遂行の中で得たデータをもとに1940年代前後における戦時体制下の中で、日常の生活習俗が具体的にどのように形作られ、むらの協同団結のもと

となってきたかを明らかにするところにあった。

具体的な作業として、「(1)経済更生運動および生活改善運動の主体機関が公開したメディアの分析」と「(2)双方の官製運動が重複し絡むことになったむらの民俗誌的記述」の2点に留意して検討することとした。以下上記2点の研究目的をもう少し詳しく説明したい。

(1) 経済更生運動および生活改善運動の主体機関が公開したメディアの分析

研究代表者は、本事業に取り組む前より、すでに経済更生運動における機関誌(『農村更生時報』のちに改題して『村』、以下『村』と記す)が果たした農村指導者層への啓発(啓蒙)の意味について、特に早川孝太郎が編集に関わった1937年(日中戦争勃発)以降の言説を中心に考察した(前掲和田健2009年)。この成果に基づき、機関誌は伝統的慣行(たとえば相互扶助の精神を喚起し、無償労働をもとにした手伝いを美風とすることや冠婚葬祭の互助を組織立てて合理的に運営していくことなど)がむらの結束を促す啓発・啓蒙に活用された媒体であることを理解できた。

また生活改善中央会から公開された機関誌『生活改善』は、経済更生運動での生活習俗への言及と重複する点はあるが、むら内で規約を作ることや社交儀礼、栄養指導、衛生改善含めて、より多岐にわたる具体的な生活改善指針を出している。しかし管見のところ『生活改善』の記述をもとにした世相的分析および経済更生運動のような他の官製運動との関わりについて具体的な民俗誌的資料を基に分析している研究成果例はない。そこでまずメディアの役割を見るため、経済更生運動における『村』そして生活改善運動における『生活改善』双方の機関誌の分析を通じて、戦時体制下における生活習俗の改善指導および生活習俗の創造のあり方を考察したい。

(2) 双方の官製運動が重複し絡むことになったむらの民俗誌的記述

機関誌の分析を深化させるならば、『家の光』(家の光協会)をはじめ、いくつか当時のメディアを交差させた同時代的な総合分析が必要であることはいうまでもない。しかし、本研究課題では、広げすぎず、対象としたい2つの官製運動が交差した総合的な分析にとどめる。そこで両官製運動の関わりをより明晰にするために、むらを対象にした民俗誌的分析をもとに具体的な実相を明らかにしたいと考えている。

申請者は、ここまでの研究で経済更生指定村になる前から生活改善同盟会の指導に基づいた活動を行っている例を抽出し、具体的な検討作業に取りかかっている。本申請課題で、経済更生指定村として1934年に新規指

定された段階で、すでに生活改善同盟会による活動が盛んな地区で、更生計画初年度には両方の活動が交差し計画書にもそれが反映されている地区である。申請者は、これら経済更生指定村であり、そして生活改善同盟会の活動が活発な地区を中心に、官製運動における生活習俗の介入について以下の点に留意して考察していきたい。

村制（寄合による議決方法や規約、共有地共有物の管理のあり方など）

冠婚葬祭に関わる申し合わせ（祝儀、香典などの取り決め、返礼に対する取り決めなど）

生活規範について（時間の奨励、節酒、節約のため醤油や味噌などの自製奨励など）

これらの実態を中心に、規約成立の過程、現在までの生活改善指針の変容状況そして各地区での各々の習俗に関わる民俗的意味について、聞き取り調査および諸資料より検証を試みる。

3. 研究の方法

本研究課題は3年を計画の節目と考へて、対象とした茨城県および長野県、広島県の経済更生指定村を対象に、生活改善同盟会およびそれに関連する団体の活動が盛んな指定村を抽出し分析を試みた。

それにあわせてその地区における民俗誌的資料渉猟と調査を行い、当時の更生計画資料に記された生活改善規約と現状のあり方について考察を試みた。

加えて生活改善同盟会が刊行する機関誌『生活改善』および手引き書である『生活改善の菜』（1924年）『実生活の建直し』『農村生活改善指針』（1934年）の資料分析を行い、対象とした更生指定村の記載にどのような影響を与えていたかを考察した。

4. 研究成果

(1) 通俗教育としての「生活改善運動」

都市中間層に対する通俗教育

1920-30年代における「生活改善運動」は文部省を中心とした通俗教育を目指した官製運動であり、その活動基盤は生活改善同盟会を中心に進められていた。生活改善同盟会は1920年（大正9年）設立、のちに生活会改善中央会1933年（昭和8年～）と名称を変えている。ここでは機関誌『生活改善』の他に多くの通俗教育に関わる手引書が公刊されている。

官製運動としての生活改善運動は、1919年（大正8年）、文部省に通俗教育を担当する課として普通学務局第四課が設置されることから始まるが、まずは都市生活者中間層に対する通俗教育からのスタートとよく、必ずしも農山漁村の事情にあった生活改善の手引きとはいえないところもある。通俗教育は、学校教育とは別の範疇で括られる概念といえ、都市生活者中間層を中心に近代的

な日常生活に関わる知識と実践を啓蒙する社会教育活動であるといえる。

手引き書『生活改善の菜』の持つ意味

『生活改善の菜』は、「社交儀礼の改善」「服装の改善」「食事の改善」「旅館其他の改善」「一般生活振りの改善」の5つの大項目で構成されている。その中でも農山漁村経済更生計画書に記される「生活改善事項」との関わりが深いのが、「社交儀礼の改善」である。この大項目の中では、「一 結婚に関する事項」「二 葬儀に関する事項」「三 宴会に関する事項」「四 贈答に関する事項」「五 訪問接客に関する事項」「六 年賀廻礼時候見舞に関する事項」「七 公衆作法に関する事項」「八 外国人に対する作法」「九 国賓に対する国民の作法と心得」で構成されており、一、二、四、五、六に関しては、更生計画書記載内容と関わる箇所が多い。各指定村が更生計画書を策定する際には影響を与えたであろう記述も見受けられるが、必ずしも農山漁村の実情に合わない側面も見受けられる。例えば「二 葬儀に関する事項」は9項目が記されている。その中で

「二 霊前の供物は質素を旨とし、香典は香料の実費に相当するくらい(壹圓以内)の少額に止めること」

「五 葬式の前後の食事および齋はできるだけ質素を旨とし親族並に葬儀係に限ること」

「七 途中の葬列は廃止すること」

といった記述からは、新たな国民生活をめざす中で、より合理的な葬儀のあり方を示していると思われるのだが、この3つを具体的にすぐ守ることは農山漁村においては一足飛びには難しかったと思われる。それぞれのムラ内のつきあいやそれに関わる民俗慣行については言及するものではなく、農山漁村にとっては一般論的に受け入れられてしまうのは必然であったと思われるのである。

手引き書『農村生活改善指針』の持つ意味

『生活改善の菜』のあとに出た『農村生活改善指針』は1931年（昭和6年）刊行で、農山漁村経済更生運動がはじまる前年である。おそらく更生計画書の生活改善においては参照される機会があった手引き書であったと思われる。目次構成は「社交儀礼の改善」「衣服の改善」「食事の改善」「衛生の改善」の4つの大項目で構成されている。序文では「『生活改善の菜』で記した内容と比べて一般的原則では農村にじっくり適合しないという聲が起って参りました」と記され、農山漁村に具体的実相にあった形で作り直す意図を示している。

『農村生活改善指針』は1924年（大正13年）より内務省、文部省の特別助成を得て委員会を設置し、そののち6年かけて生活習俗に関わる実態調査を重ね編集・公刊されたものである。

農山漁村の実態に即した記述は「社交儀礼の改善」に多く見られ、結婚、葬儀、贈答、宴会、訪問接客年賀廻礼、公衆作法が述べられている。ここで記されている内容の項目がすべての更生計画書にある「社会教化」あるいは「生活改善」に関わる記述と内容が重なるものでもある。

ここでは農山漁村の具体的な生活習俗に照らしたうえで記述された改善指針が多く見られる。例えば婚姻儀礼の改善指針は5項目記されているが、その中での5番目の項目「五 結婚の前後に於て行ふ各種の儀式や宴会も、前項に準じて成るべく質素にし又は省略すること…(中略)…結婚の話が纏まると、酒入れとか足堅めとかとことにより其の名は夫々異れど媒酌人が大きな祝儀樽を持ち込んで親戚近隣の人が集まって、酒宴を催ふしたり、結婚の支度が整えば支度披露と称して近隣の人々を招いたり、又式後に、今日は青年会に披露するとか、明日又は今日は人会へ挨拶するとか、いろいろの催し事で飲み合すること澤山あります。かかることは一日も早く全廃するがよい。若しやるにしても、極めて簡単に茶と菓子位で結構のことと思ひます。」と記され、婚儀に関わる酒宴を減らし簡素に行うことを示したものである。もっとも、この通りの実行を行うことの難しさは想像できるが、足堅め、祝儀樽といった種々の民俗事例にふれながら、具体的な改善指針を示した記述は特徴的であり、『生活改善の菜』にはないものである。

(2)生活改善規約を作成済みの新規更生指定村の事例

冠婚葬祭に関わる儀礼を簡素化し冗費を節減することは、努力目標的なものといえ徹底した実行を促すことは難しい。ただし生活改善同盟会の活動が、何かしら新規更生指定されている前に行われている村には生活改善規約を具体的に作っているところも多く、また守らせる方法も工夫がされている。例えば昭和9年度茨城県新規更生指定村では事前に生活改善規約を持っていたとされる更生指定町村は6町村あり、徹底した実行事項の文書化、印刷物による周知と実行、届け出による組織的な実行の管理が行われている。

筑波郡十和村

更生計画書には「昭和六年一月、十和村経済緊縮生活改善実行会に於て誓約したる左記各項の確守を期すること」とあり、3年前には生活改善に関わる実行組織ができており、更生指定前には「生活の改善、農事改良等に相当の業績をあげ冠婚葬祭等も相当簡素化された」[十和村誌刊行会編『十和村誌』1955年45頁]といわれている。生活改善規約に書かれたものをもとに各世帯主にこれを守るよう以下の文言の誓約書を記させ提出させている。

「宣誓 十和村経済更生委員会に於いて立

案する更生実行案は極めて適切なるを確信之が実行を期す 右宣誓す。昭和9年 月 日 戸主 何某 印」

更生計画そのものを全世帯そして全村をあげて実行徹底そして管理する態度がうかがえるものである。

北相馬郡文村

文村でも「本村は昭和七年九月八日文村生活改善同盟会を組織し規約十四条を設け全世帯に協賛調印を得各大字に実行委員を任命し之が項目の徹底の実行に勉め勤儉力行冗費節約を計り一路初期目的貫徹に向かつて邁進しつつあり。」とあり、すでに更生指定村になる前に行政村全体で生活改善同盟会を組織していること、そして生活改善同盟会の実行委員が各大字に設置済であることが記されている。そして文村では、「冠婚葬祭」16、「出産節句に関する事項」3、「兵士送迎に関する事項」5、「雑件」10、「希望事項」2の合計36の箇条書きがされた上に、実行の徹底化のため、生活習俗に関わることも事項を届け出により行う仕組みを提案している。「実行項目中冠婚葬祭又は入嘗若しくは除隊等の場合は当事者より其の都度字の実行委員に届けること」とあり、家や個人の域を超えて文村全体で生活習俗(特に社交儀礼)を管理していきたい姿勢が計画書からは見て取れるのである。

(3)「陋習」と「美風」という括りで生活改善を促す記述

また今までの生活習俗の改善を進めるために更生計画書では「因習」「弊風」「陋習」という否定的な括りで、特に社会教化部の「生活改善」に関わるリード文、結文で表現される傾向を読み取ることができる。いくつが示したい。

西茨城郡岩間町(昭和10年度新規指定)

「農村は其の耕耘其の経営其の生活に於いて永き因習を踏襲して時代の進運に伴はざるが故に其の改善を要する事は必至なるも唯其の叫びのみにして実行の伴はざる現況は共同施設共同経営の発展せぬ所以であり生活改善の実の挙らざる所以でもある」

稲敷郡安中村(昭和10年度新規指定)

「時間を空費する弊風を打破し村会を模範とし各種会合の時間を厳守すること」

結城郡豊田村(昭和11年度新規指定)

「即ち精神的に根本から革新し総ての陋習を捨て真実な郷土人となり大和民族の特有たる一大勇猛心を發揮し祖先伝来の此郷土をして理想郷たらしめんには各々が其の本分を全ふるにありと信す」

筑波郡福岡村(昭和11年度新規指定)

「生活改善は農村更生上の重要関心事なるを以て、時代の趨勢に伴ひ数年前より各家庭、

各種団体に於いて夫々自覚的に実行し着々改善の緒に就きつつありと雖も因習の久しき為不合理なるもの陋習と認めらるるもの依然社会的に個人的に生活に浸潤して尚改善を要する部面数少なからず…」

このように集団で今までの生活習俗を自覚的に改善していくようなレッテルを貼りながらすすめていこうという記述が出てくるのである。

(4)新たな慣習創設を促す「美風」「美俗」の括り

「陋習」などの否定的なレッテルと別に新たな生活習俗の創造を促す「美風」「美俗」という括りで奨励していく記述も見受けられる。例えば「全村和合音楽の気分を作り慰安と親和とを兼ねて一層更生運動を鼓舞し、純風美俗の養成、清操の陶冶に資せんとす実際の施設 花見会、運動会、収穫税、鎮守祭、余興、映画会、会食、ピクニック各種発表会等」(鹿島郡徳宿村(昭和 11 年度新規指定))や「郷土愛の精神強調 郷土の先賢を尊敬し郷土の風色を愛し、常に郷土のために犠牲、精神を致すの美風を作ること」(新治郡戀瀬村(昭和 11 年度新規指定))に見られるように、ムラでの新たな団結と郷土愛を促すための方便としての使われ方といえる。その中で新たな生活習俗の提案と絡ませて記載されている計画書も見受けられる。いくつか例を示したい。

年始回りの廃止、年始会の開設(行政的に統一した部落単位の慣習創設)

「年末、年始の回礼はこれを廃止し、本村を北部、中部、南部に分け毎年旧一月元日を期し学校に集まり一人金十銭位の会費を以て年始会をなすこと。」(新治郡葦穂村 昭和 10 年度新規指定)

「従来の年始回礼を廃止し、各部落毎に新年宴会を開催し諸般の協議をなすこと 宴会は務めて簡素にすること」(筑波郡小張村 昭和 10 年度新規指定)

「年始回礼の廃止 年賀は元日神社に於て元旦祭を執行し神酒に依り回礼を廃止すること」(東茨城郡下中妻村 昭和 11 年度新規指定)

これらの指針の特徴は、国家行事とむらの結束を高める場とし、四大節(四方拝)をより定着させる、鎮守で行う、部落単位で集まる、協議事項をこの場で行うねらいが見え、現在でも新年会を寄合(自治会)の議決の場としている例を多く見かける。共同の場を増やすことと結束することを奨励といえる。

式服を村費で用意し活用を促す

「女子青年団等においては式服を持参することを廃止し共同式服の調製をなし調度費の節約をはかること」(東茨城郡西郷村 昭和 10 年度新規指定)

「紐解の式服は学校服を以てなすこと、紐解

祝(陰曆十一月十五日)には共同宮参りを行うこと」(稲敷郡浮島村 昭和 11 年度新規指定)

これらの目的は、家計に占める交際費の軽減を促している。特に浮島村の更生計画書では「醇風美俗の発揚 イ、農村行事の保存口、共済協力の強調」と記載し、美しい習俗として高められた農村行事の保存を唱えている。新たな慣習の創設により「美風」「美俗」というとらえ方で町村民に提案している事例といえる。

婚礼に関わる時間の細やかな取り決め

「時間を守り婚礼の式宴は徹夜にわくる弊習を改めること(媒酌人の協定を要し各町村の連絡を必要とす)」(北相馬郡高井村 昭和 10 年度新規指定)

「…式後婚家に於て祝杯を交換するに止め式の翌日隣家親族の主婦を招き茶の会を催す但し孰れも引物見舞廻り及衣装の着換掛は廃止す」(那珂郡五台村 昭和 11 年度新規指定)

これらは、式服の簡素化、酒宴の削減のみならず、宴の時間について踏み込んだかたちで記される。そして両人が他村出身の場合の異なる慣習に配慮して、媒酌人が今までの慣習(弊習)に依らないことを協定の文言による取り交わすよう指示しているのである。

(5)衛生に関わる取組と女性集団の組織化

生活改善同盟会がすすめてきた運動の特徴のひとつに衛生、栄養の改善があげられる。その知識の普及と具体的実践を促すために女性の集団の組織化を促進させる更生計画が立てられる。特に広島県は更生計画書初年度の昭和 7 年度から重点的に取り組んでおり、全指定村の更生計画書で、女性集団に関わることがふれられている。台所の改善を促す実働組織として位置づけようとしている。

例えば「女子青年団を結成すること、主婦会の組織化そして台所改善のための頼母子講を作り、順次各家が取り組む」(下蒲刈島計画書 昭和 7 年度新規指定)のように頼母子講の結成を促している。同様に「昭和 7 年度甲奴郡階見村(昭和 7 年度新規指定)では、台所改善講を主婦会中心に作り、村全体で五ヶ年の台所改善計画を立てている。広島県初期の更生指定町村は「女性」の社会集団の組織化を大きな項目に立てている。

この台所の改善については先述した生活改善同盟会刊行の『生活改善の菜』(初版)『実生活の立て直し』のあとに刊行された『生活改善の菜』(増補版)および『農村生活改善指針』で具体的な記述がうかがえる。台所と茶の間の位置、井戸と竈の位置など特に間取り、配置に言及し、衛生面での改善指針を出している。

例えば『農村生活改善指針』では

「位置や構造に一層注意し、衛生上は勿論の事、便利よく気持ちよき様」(93 頁)

「炊事場と井戸との位置を考え、これと連絡を都合よくし炊事に無駄足を運ばぬよう」(94頁)

「塵芥の飛散其の他の点から衛生上好ましくありませんから、できるだけ炊事場は仕事場を遠ざけ又は仕切りを設けることがよい」(94頁)

「炊事に流水を引用することは衛生上危険でありますから絶対に之を止め、密閉せる井戸の水をポンプで汲み上げるようにしたい」(94頁)

上記『農村生活改善指針』で記された箇所は、下蒲刈島村更生計画書にもほぼ含まれており、広島県の指定町村更生計画書では台所、便所の改築をすすめることを生活改善の中でも特化させ、活動する小集団として女性集団の組織化と意識化を進める具体的な指針を出している。広島県内の経済更生運動における更生計画書は、全体的に台所改善や衛生、栄養の改善に重きを置いている点特徴的である。はやい段階から生活改善同盟会支部による活動がすすみ、県も更生計画書策定に一步踏み込んだ台所・便所の改善の実践について指示したことが伺えるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

和田健「官製運動における通俗教育と陋習の同時代的交差 - 生活改善運動と農山漁村経済更生運動の接続に関わる一考察 - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第45号) 2016年3月 pp55-73 査読有り

和田健「弊風とされた民俗 - 更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼 - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第44号) 2015年3月 pp221-256 査読有り

和田健「生活改善規約を持った更生指定村 - より強化された生活習俗の系統化 - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第43号) 2014年3月 pp91-119 査読有り

〔学会発表〕(計3件)

和田健「官製運動における通俗教育と陋習の同時代的交差 - 生活改善運動と農山漁村経済更生運動の接続 - 」(日本民俗学会第67回年会 関西学院大学 2015年10月11日(日))

和田健「弊風とされた民俗 - 更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼 - 」(日本民俗学会第66回年会 岩手県立大学 2014年10月12日(日))

和田健「生活改善規約を持った更生指定村 - より強化された生活習俗の系統化 - 」(第65回日本民俗学会年会 新潟大学 2013年

10月13日(日))

〔その他〕

ホームページ等

<http://kenwada.jp/post.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田 健 (WADA KEN)

千葉大学・国際教育センター・准教授

研究者番号：20292485